

# 10月16日以降の新座市の教育活動

## 1 概要

コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施すること。

- (1) 開始時期 **10月16日(土)** から
- (2) 対象 新座市立小・中学校

## 2 対応

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

- ① 健康観察の徹底：検温・健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しない。
  - ② 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施  
一般的なマスクでは、**不織布マスク**が最も高い効果がある。
  - ③ 食事（給食）中の会話禁止の徹底
  - ④ 直行直帰の徹底：登下校ではマスクを着用し、家庭からの直行直帰を徹底する。
  - ⑤ **陽性者発生時の学級閉鎖等の対応：朝霞保健所の積極的疫学調査が再開されたことから「新型コロナウイルス陽性者が確認された時のフローチャート」による**
- (2) 学習活動の取扱い：「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、可能な限り飛沫防止ガードを活用する等、感染防止対策を徹底する。
- (3) 運動会、体育祭等について：実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫する。
- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事：宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得て、更なる感染防止策を講じて実施する。

- (5) 音楽会及び合唱祭について：「感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」に当たる学習活動であることから、地域の感染状況を踏まえて判断し、**実施形態や参加者等については各校の実情に合わせて工夫し、実施の可否の検討をするとともに、実施の際は、感染防止対策を徹底する。**
- (6) 校外行事や集会活動の実施について：**社会科見学等や全校児童生徒が参加する校外行事、一堂に会する集会計画は、実施の目的を踏まえ、実施の可否や形態について各校で検討する。**
- (7) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。

## 3 部活動の実施について

期間	活動日数・時間	校外活動 (練習試合等)
10月16日以降	ガイドラインによる 朝練も可とする  (土日いずれか1日も可とする)	可※

※ 移動手段も含め、感染対策を講じること。

- ◆ 本人や同居の家族に体調不良がある者は参加しないこと
- ◆ 更衣及び休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底
- ◆ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴うなど）は行わない
- ◆ 生徒同士の会食等は自粛すること
- ◆ 水分補給での感染防止対策を徹底すること
- ◆ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと